

岩手県告示第 428 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり胆江河川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 20 年 5 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 胆江河川漁業協同組合

(2) 住所 胆沢郡金ヶ崎町西根古寺 128 番地 2

2 漁業権の免許番号 内共第 32 号、第 33 号及び第 34 号

3 変更の内容

第 8 条の見出し中「特設釣場」の次に「及びつかみどり漁場」を加え、「にじます、ぎんざけ、」を「やまめ及び」に改め、「いわな特設釣場」の次に「並びにやまめ及びいわなつかみどり漁場」を加える。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 20 年 5 月 30 日